

## ドイツからみた林業基本法と再生プラン論議の特徴づけと評価

石井 寛 (元北海道大学)

### はじめに

報告者はこれまでの比較森林政策の研究から、森林政策を資源・環境政策として捉えている。森林政策のこうした性格は先進諸国が 1970 年代以降、高度情報化社会、そして環境問題や自然保護に対する関心が高まった「エコロジー時代」に入ったことから強まっている。ドイツの森林政策は世界の中でそうした性格を典型的に示すものである。一方、我が国の森林政策は林業基本法の構成、森林・林業基本法の主張、さらには今回の「森林・林業再生プラン」の論議をみても、森林の木材利用機能を偏重した産業政策的性格に強く刻印されている。

本報告はドイツとの対比において、我が国の林業基本法と再生プラン論議の特徴付けとその評価を行うものである。

### 林業基本法とドイツ連邦森林法

林業基本法は 1964 年に制定されており、その構成は産業政策としての森林政策のあり方を典型的に示している。政策の目標として、林業の総生産の増大を期すとともに、林業の生産性の向上を目途として、あわせて林業従事者の向上を図ることに置いている。林業基本法の特徴は林業の担い手として小規模林業経営を措定し、その規模拡大によって林業構造の改善を実行しようとしていることである。

林業基本法に遅れて 11 年後に制定されたドイツ連邦森林法は森林には木材利用機能、環境保全機能、レクリエーション機能があることから、森林を維持し、必要に応じて増加させるとともに、秩序に即した森林施業を持続的に確保することを目的としている。そのためには公共の利益と森林所有者の利益との調整を図ることを求めるとともに、森林転用の許可制とともに森林の立ち入り権を規定している。こうした原則は小規模森林所有者を含めて全ての森林所有者に課せられていることに改めて注目すべきである。

経営規模論的に林業経営をみた時に、1000ha 以上の大規模経営、200ha 以上の中規模経営、200ha 以下の小規模経営という区分が一般的であり、小規模経営の中心は 50ha 以下の農家林である。さらに林業経営は保続経営を原則としており、専門教育を受けた技術者による直接的な経営実行あるいは間接的に経営指導を受けることを想定している。他方、農家林は農業と林業との混合的利用・経営であり、林業経営の論理だけでこれを見ることは出来ない。さらには近年では林業経営に関心を持たない小規模森林所有者も増えている。こうしたドイツの理解からすれば、小規模林業経営を林業の担い手とする考え方は理解不能であり、こうした捉え方が一時、我が国である程度の市民権を得たのは農地解放後の一時的な造林活動の進展に囚われたからである。

(連絡先：石井 寛，069-0802 江別市野幌寿町 9-4，[ishi-ebetsu-069@mub.biglobe.ne.jp](mailto:ishi-ebetsu-069@mub.biglobe.ne.jp))